（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第五条　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第一項中「平成二十六年四月分」を「平成二十七年四月分」に、「平成二十五年五月三十一日」を「平成二十六年五月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十五年六月一日」を「平成二十六年六月一日」に、「四・七四二」を「四・八〇八」に改め、同条第三項中「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第八十六号）第四条による改正前の前二項」を「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四号）第五条による改正前の前二項」に改め、「旧遺族年金」の下に「並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金」を加え、「平成二十三年六月一日」を「平成二十五年六月一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

2　平成二十七年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法による年金である給付の額、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金若しくは同法附則第九条に規定する旧遺族年金又は同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金若しくは同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金の額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　下村　博文

司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五号

司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第五項及び第六条第四項並びに土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第五項及び第六条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（司法書士法施行令の一部改正）

第一条　司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「九千円」を「一万九百円」に改める。

第二条中「六千六百円」を「八千円」に改める。

（土地家屋調査士法施行令の一部改正）

第二条　土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「二千四百円」を「四千三百円」に改める。

第二条中「七千二百円」を「八千三百円」に改める。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十七日

法務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六号

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「八千八百円」を「八千七百円」に改める。

第五条の二第二項第一号中「十万四千二百九十円」を「十万四千五百七十円」に改め、同項第二号中「五万六千六百円」を「五万六千七百九十円」に改め、同項第三号中「五万二千百五十円」を「五万二千二百九十円」に改め、同項第四号中「二万八千三百円」を「二万八千四百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第四条第二項及び第五条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給原因たる事実が生じた給付並びに同日前に支給原因たる事実が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十七日

法務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　安倍　晋三